



令和 3 年 6 月 1 8 日
海 上 保 安 庁

「海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」 及び「海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令」を閣議決定

令和 3 年 6 月 2 日に公布された「海上交通安全法等の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令と施行に必要な規定の整理を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、台風等の異常気象等が頻発・激甚化する中、東京湾等の船舶がふくそうする海域で、走錨した船舶が臨海部の施設や他の船舶に衝突する事故が複数発生しています。

また、頻発化・激甚化する台風等の異常気象等や、これに伴う船舶の衝突事故により、海上保安庁が管理する航路標識が損傷する事案が多数発生しています。

このような課題を解決するため、異常気象等による船舶交通の危険を防止するとともに、海上保安庁が管理するブイ等の航路標識の迅速な復旧を確保すること等の措置を講じる「海上交通安全法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 53 号）が令和 3 年 6 月 2 日に公布されました。

今般、「海上交通安全法等の一部を改正する法律」の施行期日を定めるとともに施行に必要な規定の整理を行います。

2. 概要

（1）海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

異常気象等による船舶交通の危険を防止するための措置に係る改正規定の施行期日を令和 3 年 7 月 1 日とし、海上保安庁が管理するブイ等の航路標識の迅速な復旧を確保するための措置等に係る改正規定の施行期日を令和 3 年 11 月 1 日とします。

（2）海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

①海上交通安全法、②港則法及び③航路標識法の一部改正による条移動に対応するため以下の政令の改正を行います。

- ・海上交通安全法施行令（昭和 48 年政令第 5 号）
- ・地方道路公社法施行令（昭和 45 年政令第 202 号）
- ・広域臨海環境整備センター法施行令（昭和 56 年政令第 330 号）
- ・電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和 52 年政令第 220 号）
- ・電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）

3. 施行日

- 2.（1）、（2）共に令和 3 年 7 月 1 日（木）

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和三年七月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は同年十一月一日とすること。

政令第 号

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上交通安全法等の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和三年七月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は同年十一月一日とする。

理由

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年六月二日法律第五十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

海上交通安全法等の一部を改正する法律要綱

第一 海上交通安全法の一部改正

一 障害発生等時における船舶交通の危険を防止するための措置の強化

海上保安庁長官が、船舶交通の障害の発生等により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について制限することができる対象として、停留又はびよう泊をすることができる船舶又は時間を追加するものとする事。

(第二十六条第一項関係)

二 異常気象等時における船舶交通の危険を防止するための措置

1 海上保安庁長官は、異常な気象又は海象（以下「異常気象等」という。）により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、当該海域における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること等ができるものとする事。

(第三十二条第一項関係)

2 海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域について、必要があると認めるときは、当該海域又は当該海域の境界付近にある船舶に対し、危険の防

止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(第三十二条第二項関係)

三 異常気象等時における船舶の安全な航行等を援助するための措置

1 海上保安庁長官は、異常気象等による船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある海域において航行等をしてい
る船舶に対し、当該海域において安全に航行等をするために当該船舶において聴取することが必要と
認められる情報を提供するものとし、当該船舶は、当該海域において航行等をしている間は、当該情
報を聴取しなければならないものとする。

(第三十三条関係)

2 海上保安庁長官は、異常気象等により、1の船舶の航行等に危険が生ずるおそれがあると認める場
合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該船舶に
対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告し、当該勧告に基づき講じた措置につい
て報告を求めることができるものとする。

(第三十四条関係)

四 異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関する協議会

海上保安庁長官は、湾その他の海域ごとに、異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとし、協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないものとする。

(第三十五条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第二 港則法の一部改正

一 異常気象等時における船舶の安全な航行等を援助するための措置

1 港長は、異常気象等による船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある区域において航行等をしている船舶に対し、当該区域において安全に航行等をするために当該船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供するものとし、当該船舶は、当該区域において航行等をしている間は、当該情報を聴取しなければならないものとする。 (第四十三条関係)

2 港長は、異常気象等により、1の船舶の航行等に危険が生ずるおそれがあると認める場合において

、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告し、当該勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができるものとする。

(第四十四条関係)

二 異常気象等時における海上保安庁長官による港長等の職権の代行

海上保安庁長官は、第一の二の1の海域からの退去を命じ、又は第一の二の2の海域からの退去を勧告しようとする場合において、これらの海域及び当該海域に隣接する港からの船舶の退去を一体的に行う必要があると認めるときは、港長等に代わって第三十九条第三項及び第四項に規定する職権を行うものとする。

(第四十八条第一項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第三 航路標識法の一部改正

一 工事原因者の工事の施行等

海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識（以下「管理航路標識」という。）に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は管理航路標識を汚し、若しくは損傷した行為（以下「他

の行為」という。) によって必要を生じた管理航路標識に関する工事等を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にさせることができるものとする事。 (第三条関係)

二 海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等の承認

1 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事等をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならないものとする事。 (第四条及び第五条関係)

2 海上保安庁長官は、1に違反する行為をした者等に対し、1の承認を取り消し、その効力を停止し、又は工事等の中止若しくは管理航路標識を原状に回復することを命ずることができるものとする事。 (第六条第一項及び第二項関係)

3 2により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者(3において「義務者」という。)を確知することができないときは、海上保安庁長官は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行うこと等ができるものとする事。 (第六条第三項関係)

三 航路標識協力団体

1 海上保安庁長官は、2の業務を適正かつ確実に行うことができる認められる一定の団体を、その

申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができるものとする。

(第七条関係)

2 航路標識協力団体は、1による指定に係る管理航路標識について、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事等を行うこと。
- (2) 管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 管理航路標識の管理に関する調査研究を行うこと。
- (4) 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(第八条第一項関係)

3 航路標識協力団体は、2の(1)の業務として、管理航路標識に関する工事等をしようとするときは、当該工事の設計等について海上保安庁長官に協議しなければならないものとし、協議が成立することをもって、二の1の承認があつたものとみなすものとする。

(第八条第二項及び第三項関係)

4 海上保安庁長官の航路標識協力団体に対する監督等を定めるものとする。

(第九条関係)

5 海上保安庁長官は、航路標識協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする事。

(第十条関係)

四 異常気象等又は非常災害時における航路標識の設備の変更手続の合理化

第十一条第一項の許可を受けた者は、第二の一の1による情報の提供が行われている区域等にある電波を使用する航路標識の設備を変更したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならないものとする事。

(第十三条第三項関係)

五 航路標識に関する費用

1 二の1の承認を受けて海上保安庁以外の者がする管理航路標識に関する工事等に要する費用は、当該工事等をする者が負担しなければならないものとする事。

(第三十一条関係)

2 この法律の規定による義務又はこの法律の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならないものとする事。

(第三十二条関係)

3 海上保安庁長官は、他の工事又は他の行為により必要を生じた管理航路標識に関する工事等の費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にそ

の全部又は一部を負担させるものとする。

(第三十三条関係)

4 海上保安庁長官は、二の3又は五の3に基づく負担金をその納期限までに納付しない者に対し、納付すべき期限を指定して督促しなければならないものとし、当該者がその指定の期限までに納付しないときは、国税滞納処分 の例により負担金及び延滞金を徴収することができるものとする。

(第三十四条関係)

六 海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信

海上保安庁は、空港、道路、港湾施設その他の施設を設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務の遂行に支障のない限り、第二の一の1による情報の提供が行われている区域等内において、当該者に代わって電波を使用する航路標識による情報の送信を行うことができるものとする。(第三十六条関係)

七 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 この法律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第三条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第四条関係)

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案要綱

第一 海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）の施行に伴い、海上交通安全法

施行令等について所要の規定の整理を行うものとする。

（第一条から第四条まで関係）

第二 この政令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年七月一日）から施行する

ものとする。ただし、第四条の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（同年十

一月一日）から施行するものとする。

（附則関係）

政令第 号

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（海上交通安全法施行令の一部改正）

第一条 海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第三十六条第一項第一号」を「第四十条第一項第一号」に改める。

（地方道路公社法施行令及び広域臨海環境整備センター法施行令の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「第三十六条第七項並びに第三十七条第四項」を「第四十条第七項並びに

第四十一条第四項」に改める。

一 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第十号

二 広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）第九条第一項第二号

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第三号中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第四号中「第二十二條本文」を「第二十一條本文」に改め、同項第五号中「第二十三條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同項第六号中「第四十三條」を「第四十五條」に改める。

（電気通信事業法施行令の一部改正）

第四条 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第四号中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に、「第五条第一項」を「第十三條第一項」に、「第九条、第十条第一項」を「第十七条、第十八條第一項」に、「第十三條第五項」を「第二十条第五項」に、「第六条」を「第十四條」に、「第十三條第十項」を「第二十一條第十項」に、「第十三條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

附 則

この政令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年七月一日）から施行する。た

ただし、第四条の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（同年十一月一日）から施行する。

理由

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案 新旧対照条文

目次

○海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）（抄）（第一条関係）	1
○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第二条関係）	2
○広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）（第一条関係）	3
○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第三条関係）	4
○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）（第四条関係）	5

○海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（航路の周辺の海域） 第八條 法第四十條第一項第一号の政令で定める海域は、航路の側方の境界線から航路の外側（来島海峡航路にあつては、馬島側を含む。）二百メートル以内の海域及び別表第三に掲げる海域とする。</p>	<p>（航路の周辺の海域） 第八條 法第三十六條第一項第一号の政令で定める海域は、航路の側方の境界線から航路の外側（来島海峡航路にあつては、馬島側を含む。）二百メートル以内の海域及び別表第三に掲げる海域とする。</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第四十条第七項並びに第四十一条第四項及び第五項</u></p> <p>十一〇三十二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第三十六条第七項並びに第三十七条第四項及び第五項</u></p> <p>十一〇三十二（略）</p> <p>2（略）</p>

○広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第九条 次の法令の規定については、センターを地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第四十条第七項並びに第四十一条第四項及び第五項</u> <u>三〇七</u>（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第九条 次の法令の規定については、センターを地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第三十六条第七項並びに第三十七条第四項及び第五項</u> <u>三〇七</u>（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸出入等関連業務の範囲） 第一条（略） 2～5（略） 6 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。 一・二（略） 三 港則法第六条第一項（移動の制限）の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知又は同条第二項の規定による届出 四 港則法第二十一条本文（危険物）の規定による指定の申請若しくは当該指定の通知又は同条ただし書の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知 五 港則法第二十二条第一項、第二項若しくは第四項（危険物）の規定による許可の申請又は当該許可の通知 六 港則法第三十八条第二項（船舶交通の制限等）（同法第四十五条（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による通報 七～十（略）</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲） 第一条（略） 2～5（略） 6 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。 一・二（略） 三 港則法第七条第一項（移動の制限）の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知又は同条第二項の規定による届出 四 港則法第二十二条本文（危険物）の規定による指定の申請若しくは当該指定の通知又は同条ただし書の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知 五 港則法第二十三条第一項、第二項若しくは第四項（危険物）の規定による許可の申請又は当該許可の通知 六 港則法第三十八条第二項（船舶交通の制限等）（同法第四十三条（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による通報 七～十（略）</p>

改正案	現行
<p>（保護区域内の禁止漁業等） 第九条（略） 2 法第四百四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。</p> <p>一〇三（略） 四 海上保安庁が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識を設置し、若しくは管理し、若しくはその位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止その他その現状の変更を行う場合又は同法第十一条第一項若しくは第十三条第一項の規定による許可若しくは同法第十七条、第十八条第一項若しくは第二十一条第五項若しくは第六項の規定による命令を受けた者若しくは同法第十四条（同法第二十一条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第二十一条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者が当該許可若しくは命令に基づく行為若しくは当該届出に係る行為を行う場合 五〇十（略）</p>	<p>（保護区域内の禁止漁業等） 第九条（略） 2 法第四百四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。</p> <p>一〇三（略） 四 海上保安庁が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識を設置し、若しくは管理し、若しくはその位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止その他その現状の変更を行う場合又は同法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可若しくは同法第九条、第十条第一項若しくは第十三条第五項若しくは第六項の規定による命令を受けた者若しくは同法第六条（同法第十三条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第十三条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者が当該許可若しくは命令に基づく行為若しくは当該届出に係る行為を行う場合 五〇十（略）</p>

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案 参照条文

目次

○海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）（抄）	1
○海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）による改正後の海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）（抄）	1
○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）	2
○地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）	2
○広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）	2
○広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）	3
○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）	3
○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）	4
○海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）による改正後の港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）	4
○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）	5
○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）	5
○海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）による改正後の航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄）	6

○海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号）（抄）

（航路の周辺の海域）

第八条 法第三十六条第一項第一号の政令で定める海域は、航路の側方の境界線から航路の外側（来島海峡航路にあつては、馬島側を含む。）二百メートル以内の海域及び別表第三に掲げる海域とする。

○海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）による改正後の海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）（抄）

（航路及びその周辺の海域における工事等）

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者

二（略）

256（略）

7 国の機関又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ。）が第一項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとする場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもって同項の規定による許可があつたものとみなす。

8（略）

（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一 前条第一項第一号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者

2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 当該届出に係る行為が船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

二 当該届出に係る行為が係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれ

があると認められること。

3 (略)

4 国の機関又は地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

5 海上保安庁長官は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る行為が第二項各号のいずれかに該当するときは、当該国の機関又は地方公共団体に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な措置をとることを要請することができる。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、そのとるべき措置について海上保安庁長官と協議しなければならない。

6 (略)

○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）

（他の法令の準用）

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一〇九 (略)

十 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十六条第七項並びに第三十七条第四項及び第五項
十一〇三十二 (略)

2 (略)

○地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）

（他の法令の準用）

第四十二条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、道路公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（抄）

(他の法令の準用)

第九条 次の法令の規定については、センターを地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。

一 (略)

二 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第三十六条第七項並びに第三十七条第四項及び第五項

三〇七 (略)

2・3 (略)

○広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号) (抄)

(他の法令の準用)

第三十五条 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、センターを地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号) (抄)

(輸出入等関連業務の範囲)

第一条 (略)

2〇5 (略)

6 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。

一・二 (略)

三 港則法第七条第一項(移動の制限)の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知又は同条第二項の規定による届出

四 港則法第二十二条本文(危険物)の規定による指定の申請若しくは当該指定の通知又は同条ただし書の規定による許可の申請若しくは当該許可の通知

可の通知

五 港則法第二十三条第一項、第二項若しくは第四項(危険物)の規定による許可の申請又は当該許可の通知

六 港則法第三十八条第二項(船舶交通の制限等)(同法第四十三条(準用規定)において準用する場合を含む。)の規定による通報

七〇十 (略)

7 (略)

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、次条第一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。

イ ホ （略）

ハ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号。これに基づく命令を含む。）その他の国土交通大臣の所管する法律（これに基づく命令を含む。）に基づく申請等又は処分通知等であつて政令で定めるものに関する業務

ト （略）

三 （略）

○海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）による改正後の港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）

（移動の制限）

第六条 汽艇等以外の船舶は、第四条、次条第一項、第九条及び第二十二条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、前条第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

第二十一条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。ただし、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差し支えないと認めて許可したときは、この限りでない。

第二十二条 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適当であると認めるときは、港の境界外において適當の場所を指定して同項の許可をすることができる。

- 3 (略)
- 4 船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

(準用規定)

第四十五条 第九条、第二十五条、第二十八条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十七条第二項及び第三十八条から第四十条までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

(保護区域内の禁止漁業等)

第九条 (略)

2 法第四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。

一〜三 (略)

四 海上保安庁が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識を設置し、若しくは管理し、若しくはその位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止その他その現状の変更を行う場合又は同法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可若しくは同法第九条、第十条第一項若しくは第十三条第五項若しくは第六項の規定による命令を受けた者若しくは同法第六条（同法第十三条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第十三条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者が当該許可若しくは命令に基づく行為若しくは当該届出に係る行為を行う場合

五〜十 (略)

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

(水底線路の保護)

第四百四十一条 (略)

2・3 (略)

4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採

し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないでなければならない。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法（昭和三十一年法律第一百一十号）第二条第三項に規定する海岸管理者（以下この条において「海岸管理者」という。）が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設（以下この項において「海岸保全施設」という。）に関する工事を施行する場合又は同法第六条第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5〜8（略）

○海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）による改正後の航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄）

（海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の許可）

第十一条 海上保安庁以外の者が航路標識（第二十一条第一項に規定するものを除く。）を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2（略）

（変更の許可等）

第十三条 第十一条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更（第三項及び第五項に規定する航路標識の設備の変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2〜6（略）

（供用の休廃止等の届出）

第十四条 第十一条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標識の供用を再開しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。

（措置命令等）

第十七条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

一 第十一条第一項の許可を受けた者が第十三条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

二 第十一条第一項の許可を受けた者が第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 三 第十一条第一項の許可を受けた者が前条の規定に違反していると認めるとき。
- 四 第十一条第一項の許可を受けた者が第二十二条の規定により同項又は第十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

第十八条 前条に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第十一条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

2 (略)

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出)

第二十一条 海上保安庁以外の者が灯光、音響又は電波以外の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 航路標識の種類
 - 三 航路標識の位置、構造及び設備
 - 四 航路標識の管理の方法
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 3・4 (略)
- 5 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。
- 一 第一項の規定による届出をした者が前二項の規定に違反していると認めるとき。
 - 二 第一項の規定による届出をした者が第十項において準用する第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 6 前項に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。
- 7〜9 (略)
- 10 第十三条第六項、第十四条及び第十五条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第十三条第六項中「第一項ただし書」とあるのは「第二十一条第二項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。